

ご遺族の方へ

死亡に伴う行政上の手続きについて記載しております。ご参考の上、お手続きをお願いいたします。

●各総合支所電話番号		
碓井総合支所	市民地域振興課	(0948) 62-5668
嘉穂総合支所	市民地域振興課	(0948) 57-3187
山田総合支所	市民地域振興課	(0948) 53-1119

✓	対象者 (亡くなられた方)	手続き内容・持参物等	本庁での窓口	本庁 階数	本庁 柱番号	問合せ 直通電話	総合支所での窓口
	印鑑登録をしている方	死亡届出をもって登録が自動的に廃止になります。カードがあればお返してください。	市民課 (市民係)	1階	12	(0948)42-7424	市民地域振興課
	住民基本台帳カード・個人番号カードをお持ちの方	死亡届出をもって登録が自動的に廃止になります。カードがあればお返してください。	市民課 (市民係)	1階	12	(0948)42-7424	市民地域振興課
	児童・生徒の保護者の方	児童・生徒に係る各種通知の発送において、教育システムの学齢簿情報で必要な為、該当者かどうか、学校教育課 教務係にお問合せください。	市民課 (市民係)	1階	12	(0948)62-5726 (学校教育課)	碓井：学校教育課 市民地域振興課
	児童・生徒の保護者の方で、就学援助費（準要保護）受給者の方	児童・生徒の保護者の方で、就学援助費（準要保護）の受給者になられている場合、振込口座の変更等の手続きが必要になります。該当者かどうか、学校教育課 教務係にお問合せください。	市民課 (市民係)	1階	12	(0948)62-5726 (学校教育課)	碓井：学校教育課 市民地域振興課
	児童・生徒の保護者の方で、医療費（災害共済）の受給者の方	児童・生徒の保護者の方で、学校でケガをした場合の医療費（災害共済）の受給者になられている場合、振込口座の変更等の手続きが必要になります。該当者かどうか、学校教育課 教務係にお問合せください。	市民課 (市民係)	1階	12	(0948)62-5726 (学校教育課)	碓井：学校教育課 市民地域振興課
	国民年金に加入又は受給されている方	年金証書あるいは年金手帳・印鑑をご持参の上、死亡後の手続き方法をお尋ねください。	市民課 (国保年金係)	1階	12	(0948)42-7426	市民地域振興課
	国民健康保険に加入している方	被保険者が亡くなられたとき、葬祭費が支給されます。手続きを行ってください。 ※葬祭費を受給できる人は葬祭を行った人です。 《必要書類：保険証、申請者の印鑑、葬儀の領収書または会葬御礼状、預金通帳》 また、高額療養費の変更手続きが必要となったり、税等の変更により、必要書類が生じる場合もありますので、詳しくはお尋ねください。 ※世帯主がお亡くなりになった場合は、世帯全員の保険証（他認定証・受領証含む）が必要です。	市民課 (国保年金係)	1階	12	【保険証・葬祭費】 市民課 (0948)42-7426 【国保税】税務課 (0948)42-7421	市民地域振興課
	後期高齢者医療の被保険者の方	被保険者が亡くなられたとき、葬祭費が支給されます。手続きを行ってください。 ※葬祭費を受給できる人は葬祭を行った人です。 《必要書類：保険証、申請者の印鑑、葬儀の領収書または会葬御礼状、預金通帳》 また、高額療養費の変更手続きが必要となったり、税等の変更により、必要書類が生じる場合もありますので、詳しくはお尋ねください。	市民課 (国保年金係)	1階	12	(0948)42-7426	市民地域振興課

ご遺族の方へ

死亡に伴う行政上の手続きについて記載しております。ご参考の上、お手続きをお願いいたします。

●各総合支所電話番号			
碓井総合支所	市民地域振興課	(0948) 62-5668	
嘉穂総合支所	市民地域振興課	(0948) 57-3187	
山田総合支所	市民地域振興課	(0948) 53-1119	

✓	対象者 (亡くなられた方)	手続き内容・持参物等	本庁での窓口	本庁 階数	本庁 柱番号	問合せ 直通電話	総合支所での窓口
	子ども医療証をお持ちの方	死亡後の手続きがありますので、嘉麻市役所から発行されている医療証、印鑑をご持参ください。	市民課 (国保年金係)	1階	12	(0948)42-7426	市民地域振興課
	重度障がい者医療証をお持ちの方	死亡後の手続きがありますので、嘉麻市役所から発行されている医療証、印鑑をご持参ください。	市民課 (国保年金係)	1階	12	(0948)42-7426	市民地域振興課
	ひとり親家庭等医療証をお持ちの方	死亡後の手続きがありますので、嘉麻市役所から発行されている医療証、印鑑をご持参ください。	市民課 (国保年金係)	1階	12	(0948)42-7426	市民地域振興課
	口座振替をご利用の方	変更（解約）の手続きが必要です。	税務課	1階	11	(0948)42-7421	市民地域振興課
	固定資産がある方	相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書の提出が必要です。	税務課	1階	11	(0948)42-7421	市民地域振興課
	納付書（市税・国保税）の送付先変更	納付書の送付先変更手続きが必要です。	税務課	1階	11	(0948)42-7421	市民地域振興課
	原付、軽自動車の登録がある方	廃車又は登録変更が必要です。	税務課	1階	11	(0948)42-7421	市民地域振興課
	児童手当を受給されている方	未支払請求等の手続きがありますので、必要な書類をご持参下さい。 【受給者死亡の場合】…請求者(中学終了前児童のうち最年長の児童)名義の通帳、印鑑 【児童死亡の場合】…印鑑	こども育成課	1階	13	(0948)42-7459	市民地域振興課
	児童扶養手当を受給されている方	未支払請求等の手続きがありますので、必要な書類をご持参下さい。 【受給者死亡の場合】…請求者(対象児童のうち最年長の児童)名義の通帳、印鑑 【児童死亡の場合】…印鑑	こども育成課	1階	13	(0948)42-7459	市民地域振興課

ご遺族の方へ

死亡に伴う行政上の手続きについて記載しております。ご参考の上、お手続きをお願いいたします。

●各総合支所電話番号			
碓井総合支所	市民地域振興課	(0948) 62-5668	
嘉穂総合支所	市民地域振興課	(0948) 57-3187	
山田総合支所	市民地域振興課	(0948) 53-1119	

✓	対象者 (亡くなられた方)	手続き内容・持参物等	本庁での窓口	本庁階数	本庁柱番号	問合せ 直通電話	総合支所での窓口
	特別児童扶養手当を受給されている方	未支払請求等の手続きがありますので、必要な書類をご持参下さい。 【受給者死亡の場合】…請求者(対象児童のうち最年長の児童)名義の通帳、印鑑 【児童死亡の場合】…印鑑	こども育成課	1階	13	(0948)42-7459	市民地域振興課
	学童保育所入所児童の保護者の方	児童に係る各種通知等の発送において必要です。 保育総務係にお問い合わせください	こども育成課	1階	13	(0948)42-7460	市民地域振興課
	保育所・幼稚園入所児童の保護者の方	児童に係る各種通知等の発送において必要です。 保育・幼稚園係にお問い合わせください	こども育成課	1階	13	(0948)42-7461	市民地域振興課
	障がい者手帳等をお持ちの方	死亡後の手続きがありますので、交付を受けていた手帳、印鑑をご持参ください。	社会福祉課 (障がい者福祉係)	1階	14	(0948)42-7458	市民地域振興課
	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当を受給されている方	未支払請求等の手続きがありますので、必要な書類をご持参下さい。 【受給者死亡の場合】…請求者(同居世帯)名義の通帳、印鑑	社会福祉課 (障がい者福祉係)	1階	14	(0948)42-7458	市民地域振興課
	介護保険の被保険者の方	保険証をお返しください。申請者(相続人)の印鑑及び身分証(本人確認)をご持参ください。 負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方はお返しください。	高齢者介護課	2階	25	(0948)42-7431	市民地域振興課
	生活保護を受給されている方	印鑑登録証兼医療カードの返還 葬祭費の申請(該当者のみ) 返還金・徴収金に関する手続き(該当者のみ)	保護課	2階	22	(0948)42-7462	市民地域振興課(印鑑登録証兼医療カードの返還のみ対応可)
	水道の中止、使用者の名義人の変更がある方	水道局にご連絡ください。	水道局	2階	23	(0948)42-7063	市民地域振興課
	し尿汲取り・浄化槽の中止や代表者の氏名変更がある方	各し尿処理業者にご連絡ください。 し尿処理業者がわからない場合は、本庁環境課にお問合せください。	環境課 (廃棄物処理係)	2階	23	(0948)42-7429	市民地域振興課
	地域污水処理施設をご利用で代表者(支払者も含む)に変更がある方	山田地区の一部分譲団地(小富士、鶴谷、望が丘)にお住いの方で、地域污水処理施設ご利用の代表者(支払者も含む)が変更となる場合は、本庁環境課の手続きが必要となります。	環境課 (廃棄物処理係)	2階	23	(0948)42-7429	市民地域振興課

ご遺族の方へ

死亡に伴う行政上の手続きについて記載しております。ご参考の上、お手続きをお願いいたします。

●各総合支所電話番号			
碓井総合支所	市民地域振興課	(0948) 62-5668	
嘉穂総合支所	市民地域振興課	(0948) 57-3187	
山田総合支所	市民地域振興課	(0948) 53-1119	

✓	対象者 (亡くなった方)	手続き内容・持参物等	本庁での窓口	本庁 階数	本庁 柱番号	問合せ 直通電話	総合支所での窓口
	犬の登録をしている方	犬の飼い主変更の届出が必要です。	環境課 (環境衛生係)	2階	23	(0948)42-7428	市民地域振興課
	白馬霊園を使用されている方	使用承継の届出が必要です。 必要書類：霊園墓地使用許可証、戸籍謄本又は抄本その他承継原因を証明する書類、 承継者の住民票の写し	環境課 (環境衛生係)	2階	23	(0948)42-7428	市民地域振興課
	住宅新築資金等貸付事業の 借入れをされている方	借入債務についてのご相談があります。相続人の方は詳細について窓口にてお尋ねください。	人権・同和対策課	2階	24	(0948)42-7405	-
	市営住宅にお住まいの方	手続きが必要な場合があります。 詳しくはお尋ねください。	住宅課	3階	36	(0948)42-7062	市民地域振興課
	農地を耕作（所有）している 方	農地の耕作者変更の届出が必要です。	農業委員会	3階	33	(0948)42-7467	市民地域振興課
	農道・水路等を占有されてる 方	占有物件の相続等の届出が必要です。	農林振興課	3階	33	(0948)42-7465	市民地域振興課
	市有土地・建物を借りられて いる方	貸付物件の相続等の届出が必要です。	管財課	4階	42・43	(0948)42-7419	-